

# 「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人 大石ヶ原会  
認知症対応型共同生活介護  
グループホーム ころ  
仙台市青葉区南吉成7丁目4-1  
TEL 022-719-5152  
FAX 022-344-8468

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(仙台市指定第 0495100174 号)

当事業所は入居者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。  
住居の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への入居は、原則として要支援・介護認定の結果「要支援2」「要介護」と認定された方が対象となります。

## ◇◆目次◆◇

1. 経営法人	1
2. ご利用事業所	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 事故発生時の対応	6
6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7. 残置物引取人	7
8. 苦情の受付について	11

## 1. 事業経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大石ヶ原会
- (2) 法人所在地 仙台市青葉区南吉成六丁目6番8
- (3) 電話番号 022-344-7731
- (4) 代表者氏名 理事長 千田 勝見
- (5) 設立年月 平成7年3月3日

## 2. ご利用事業所

- (1) 事業の種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護  
平成24年4月1日指定 仙台市 0495100174 号
- (2) 事業の目的  
介護サービスを必要とする方々が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられると共に、地域において必要な福祉サービスを提供されるように援助することを目的としている。
- (3) 事業の名称 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ころ
- (4) 事業所の所在地 宮城県仙台市青葉区南吉成7丁目4-1

(5) 電話番号 TEL 022-719-5152 FAX 022-344-8468

(6) 事業所長（管理者）氏名 佐々木 実

(7) 運営方針

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

(8) 開設年月 平成 24 年 4 月 1 日

(9) 入居定員 18 人

(10) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	18 室	1 ユニット 9 室× 2 フロア ※各室に洗面台、トイレがございます
共同生活室	2 室	食堂兼居間 ※各階がございます。
浴室	2 室	一般浴室 ※各階がございます。
エレベーター	1 基	
共同トイレ	2 室	車椅子対応型トイレ ※各階がございます。

※居室の変更：居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や契約者と協議のうえ決定するものとします。

(11) 法人実施事業

当法人では、次の事業を併設しています。

[特別養護老人ホーム]	平成 12 年 4 月 1 日指定	宮城県 0475100442 号	定員 50 名
[地域密着型特別養護老人ホーム]	平成 24 年 10 月 1 日指定	仙台市 0495100208 号	定員 29 名
[介護予防短期入所生活介護]	平成 18 年 4 月 1 日指定	宮城県 0475100442 号	定員 20 名
[短期入所生活介護]	平成 12 年 2 月 29 日指定		
[介護予防通所介護]	平成 18 年 4 月 1 日指定	宮城県 0475100632 号	定員 30 名
[通所介護]	平成 12 年 2 月 29 日指定		
[居宅介護支援事業]	平成 12 年 1 月 31 日指定	宮城県 0475100541 号	
[介護予防支援事業]	平成 18 年 4 月 1 日指定	宮城県 0405100124 号	
[養護老人ホーム]	平成 12 年 4 月 1 日開設		
[ケアハウス]	平成 8 年 4 月 1 日開設		

(12) 建物の構造 木造、二階建て（一部鉄筋造）

(13) 建物の延べ床面積 601.83

(14) 事業所の周辺環境

仙台市青葉区の西方、高台に位置する南吉成団地の中にあり、泉ヶ岳を北西に展望し、近くには仙台市街を一望できる国見峠があります。事業所のすぐ側ですが騒音の届かないところを交通の要としての県道八乙女～折立線（北環状線）が走っており、隣接する商業総合施設への利用、大石原公園を散策できる絶好の場所にあります。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数
1. 事業所長（管理者）	1名 介護職員、計画作成担当者兼務
2. 介護職員	13名 内1名 管理者、計画作成担当者兼務
3. 計画作成担当者	1名 管理者、介護職員兼務

<勤務体制>※標準的な時間帯における最低配置人員

勤 務 体 制		2名
早 番 A	6：30～15：30	
早 番 B	6：45～15：45	
早 番 C	7：00～16：00	
日 勤 A	9：00～18：00	
日 勤 B	9：45～18：45	
遅 番 A	10：00～19：00	
遅 番 B	10：15～19：15	
遅 番 C	12：45～21：45	
遅 番 D	13：00～22：00	
遅 番 E	13：15～22：15	
夜 勤 A	21：30～ 7：30	
夜 勤 B	21：45～ 7：45	
夜 勤 C	22：00～ 8：00	

<配置職員の職種>

**計画作成担当者**・・・入居者に係るサービス計画(ケアプラン)を作成します。

**介護職員**・・・・・・入居者の日常生活上の介護並びに、健康保持のための相談・助言等を行います。  
(3名の入居者に対して1名の介護職員を配置)。

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

#### ①食事の支援

(食事時間) 朝食：7：00～8：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

#### ②入浴の支援

・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③排泄の支援

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・普段の生活の中で、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・かかりつけ医との連携の上で健康管理を行います。

⑥レクリエーション活動

- ・誕生会 1回/月
- ・年中行事 新年会、節分、ひな祭り、お花見、夏祭り、敬老を祝う会、芋煮会、忘年会等
- ・散歩等外出
- ・その他

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、入居者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金（10割）から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担分：介護保険負担割合証記載の利用者負担割合）をお支払い下さい。

1単位の単価は6級地：10,27円となります。

○サービス利用に係る自己負担額

入居者の要介護度		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たりの単価		749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
1ヶ月の自己負担額 ※30日/月で計算	1割	23,077 円	23,200 円	24,279 円	25,018 円	25,511 円	26,035 円
	2割	46,154 円	46,400 円	48,557 円	50,036 円	51,022 円	52,069 円
	3割	69,230 円	69,600 円	72,835 円	75,054 円	76,532 円	78,104 円

○各種加算

<input type="checkbox"/> 初期加算	30 単位 / 日	入居から 30 日間 または、30 日を超える入院後に再入居した場合。
<input type="checkbox"/> 入院期間中の再入居体制確保	246 単位 / 日	入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合。 (1 ヶ月に 6 日を限度)

□協力医療機関連携加算	100 単位 / 月	協力医療機関との間で利用者の同意を得てその病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合かつ、協力医療機関が地域密着型サービス基準 105 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たしている場合。
	40 単位 / 月	協力医療機関との間で利用者の同意を得てその病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合。
□医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57 単位 / 日	医療ニーズが必要となった際に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合。
□医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47 単位 / 日	看護職員を 1 名以上配置し医療ニーズが必要となった際に適切な対応が取れる体制を整備している。ただし、看護職員が准看護師の場合は病院等の看護師との連携体制を確保している。前 12 ヶ月間において、喀痰吸引を実施している状態又は経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態の入居者が 1 人以上の場合。
□医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37 単位 / 日	看護職員を 1 名以上配置し、医療ニーズが必要となった際に適切な対応が取れる体制を整備している。
□医療連携体制加算（Ⅱ）	5 単位 / 日	前 3 ヶ月間において、喀痰吸引を実施している状態又は経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態の入居者が 1 人以上。
□退居時情報提供加算	250 単位 / 回	医療機関に入院する場合において利用者の心身の状況、生活歴等を情報提供した場合（利用者につき 1 回限り）
□退居時相談援助加算	400 単位 / 回	利用期間が 1 ヶ月を超える入居者が退居するにあたり、退居時に相談援助を行い、かつ、退所後のサービス提供者等へ情報提供を行った場合。
□若年性認知症利用者受入加算	120 単位 / 日	若年性認知症入居者ごとに担当者を決め、その者を中心に、その入居者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合。
□認知症症状・心理症状緊急対応加算	200 単位 / 日	行動・心理症状の認められる方に対し緊急で受け入れを行った場合。 （入居から 7 日を限度）
□夜間支援体制加算（Ⅱ）	25 単位 / 日	夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が共同生活住居の数に 1 を加えた数以上である場合。
□口腔衛生管理体制加算	30 単位 / 月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合。
□栄養管理体制加算	30 単位 / 月	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言及び指導を行っている場合。

□口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位 / 回	利用開始時及び利用中 6 ヶ月毎に口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、情報をその利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合。 (6 ヶ月に 1 回を限度)
□生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位 / 月	計画作成担当者が、通所リハビリテーション若しくは医療提供施設の医師、理学療法士等からの助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成、実施した場合。
□生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位 / 月	通所リハビリテーション若しくは医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、入居者の身体状況の把握を行った上で計画を作成し実施した場合。
□認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位 / 日	日常生活に支障をきたす症状・行動が認められる認知症の者が 1/2 以上。認知症介護実践リーダー研修者 1 名以上配置している。 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催している場合。
□認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位 / 日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修終了者を 1 名以上配置。事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している場合。 認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合。
□認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 単位 / 月	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合で、チームに「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、または「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を 1 名以上配置している。
□認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 単位 / 月	上記同様のチームケアを提供し「行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修」修了者の 1 名以上配置
□看取り介護加算	72 単位 / 日	看取り介護を行った場合。 死亡日以前 31 日～45 日以下
	144 単位 / 日	看取り介護を行った場合。 死亡日以前 4 日～30 日以下
	680 単位 / 日	看取り介護を行った場合。 死亡日以前 2 日～3 日
	1280 単位 / 日	看取り介護を行った場合。 死亡日

□科学的介護推進体制加算	40 単位 / 月	利用者毎の基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
□高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位 / 月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。以上を満たしている場合。
□高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位 / 月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。
□新興感染症等施設療養費	240 単位 / 月	利用者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し適切な感染対策を行った上でサービスを提供した場合。1月に1回、連続する5日間を限度として算定する。
□生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位 / 月	加算(Ⅱ)の要件を満たした上で提出したデータで業務改善の取り組みの成果が確認されていること。その他、 ○見守り機器などのテクノロジーを複数導入していること ○介護助手の活用など、職員間の適切な役割分担を行っていること ○1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること 上記を満たす場合。
□生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位 / 月	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた方策を検討する委員会を開催し、「生産性向上ガイドライン」に基づく業務改善にも継続的に取り組んでいること ○見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入していること ○1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること 上記を満たす場合。

□サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 単位 / 日	①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 70%以上 ②勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上 ①②のいずれかに該当する場合。
□サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 単位 / 日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 60%以上の場合。
□サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 単位 / 日	①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上。 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が 75%以上。 ③介護職員等の総数のうち勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上。 ①②③のいずれかに該当する場合
□介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 18.6%/月	
□介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 17.8%/月	
□介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 15.5%/月	
□介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 12.5%/月	

※各種加算については、対象となる場合に加算されます。

端数処理上、若干の変動がございます、ご了承下さい。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①敷金

入居時にお支払いただきます。退居時の未払い金、清掃及び修理に係る費用であり、その費用を差し引いた残額は退居後に返還致します。なお、その費用が敷金としてお預かりした金額以上となった場合、その不足額については契約者様にご負担いただきます。

金額：居住費の 3 か月分（50,000 円×3 ヶ月＝150,000 円）

#### ②居住費

居室の利用に係る費用です。入院・外泊期間中など、居室が確保されている場合も負担の対象となります。

利用金額：1月あたり 50,000 円 ※月の途中での入退居については日割り計算した額とします。

#### ③食費

入居者に提供する食材料費および調理にかかる費用です。

利用金額：1日あたり 1,392 円 朝食：353 円 昼食：555 円 夕食：484 円

※7 日前までに申し出て食事をしなかった場合、その分は減額されます。

#### ④光熱水費

ご利用される居室の光熱水費に相当する費用です。

利用金額：1日あたり 700 円



### ⑤管理費

ご利用される共有スペース設備の保守点検、定期清掃費委託料、建物修繕費等にかかる費用です。

利用料金：1月あたり 5,000円 ※月の途中での入退居については日割り計算した額とします。

### ⑥レクリエーション、趣味活動、外食等

入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動、外食等に参加していただくことができます。

利用料金：市価購入・利用金額

### ⑦複写物の交付

入居者・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき10円

### ⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用（市価購入・利用金額）を負担いただきます。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、契約者へ請求しますので、請求後2週間以内に下記指定口座への振り込みによりお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

七十七銀行 吉成支店 普通預金 5324157 社会福祉法人 大石ヶ原会 グループホームこころ 施設長 佐々木 実
--

## (4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

### ①協力医療機関

医療機関の名称	中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大槻 15-27
診療科	内科、小児科、循環器科、胃腸科、外科、整形外科、肛門科 リハビリテーション科
医療機関の名称	泉整形外科病院
所在地	仙台市泉区上谷刈丸山 6-1
診療科	整形外科、外科、内科、循環器科、リハビリテーション科
医療機関の名称	国見台病院
所在地	仙台市青葉区国見 1-15-22
診療科	精神科、神経科
医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央 4-5-1
診療科	内科、神経内科、消化器内科、外科、整形外科、形成外科 脳神経外科、婦人科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、麻酔科 リハビリテーション科

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	じゅん歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区南吉成 2丁目 9-2

## 5. 事故発生時の対応について

事業者は、入居者に対するサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、契約者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所において、事業者の責任により入居者・契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ①入居者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、入居者・契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、契約者から当事業所に対し退所を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入居者又は契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が連続して1ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

⑤入居者が、介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### (3) 円滑な退所のための援助

入居者が当事業所を退所する場合、契約者の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入居契約が終了した後、当事業所に残された入居者の所持品(残置物)を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) [職 名] 介護リーダー 吉居 俊輔
- 苦情解決責任者 [職 名] 事業所長 佐々木 実
- 第三者委員 [職 名] 福祉サービス向上委員

南吉成拠点担当

國井 恵子 TEL 080-1699-3611

中田 年哉 TEL 080-1699-4239

松森拠点担当

白澤 禎子 TEL 080-1697-4587

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

青葉区役所 ・障害高齢課(高齢者支援係) ・介護保険課(介護保険係)	所在地 仙台市青葉区上杉1丁目5-1 電話番号 225-7211【代表】 F A X 225-7721 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 222-7700 F A X 222-7260 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 225-8476 F A X 265-4469 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
認知症対応型共同生活介護グループホームこころ

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

入居者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「サービス計画（ケアプラン）」に定めます。作成及びその変更については次の通り行います。

- ①当事業所の計画作成担当者にサービス計画原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者はサービス計画の原案について入居者及び契約者に対し説明、同意を得た上で決定します。
- ③サービス計画は、要介護認定期間に1回以上、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及び契約者と協議して、サービス計画を変更します。
- ④サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認いただきます。

### 2. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、危険物、動物その他日常生活物品以外の物は原則として持ち込むことができません。  
※不明の場合はお問い合わせください。

#### (2) 面会

面会時間 9:00～20:00

※面会者は、必ずその都度職員に届け出てください。なお、面会される場合、生もの等の持ち込みはご遠慮ください。

#### (3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、3日前にお申し出下さい。

#### (4) 食事

食事が不要な場合は、7日前までにお申し出下さい。申し出があった場合には、重要事項説明書 4(2)③に定める「食費」は減額されます。

#### (5) 事業所・設備の使用上の注意

- 居室及び共用事業所、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担で原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、ハラスメント行為等又は営利活動を行うことはできません。

#### (6) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。